

④「これからの固定資産税制度等について」

北海道北広島市総務部税務課

主事 渡邊 雄太

1 はじめに

共通納税システムの稼働や税務システムの標準化、電子申告、法務局や税務署との紙によらない情報連携、そして、マイナポータル等を活用した納税通知書等の送達等の構想など、デジタル化が大幅に進んでいる。

また、時代の経過とともに、様々な事柄の価値観や情勢などが変わり続けている。

これらの背景などから生じている現場での支障事例を挙げつつ、これらを解消するための方策について僭越ではあるが検討した。

なお、特定の団体等を批判等する趣旨ではないので、ご留意いただきたい。

2 現場での支障事例と解消方策等

支障事例については、大きく、「法律の規定が支障となっているもの」「他の団体（市町村、都道府県及び国（法務局などの別府省庁等））との役割分担や連携が不十分であったり不明確であるもの」「他の制度との連携が柔軟にできていないもの」に分類される。

主な事項の概要は次のとおり。

(1) 納税管理人制度について

制度趣旨を鑑みて、共通納税システムの稼働を契機としながら、居住地のみならず、納税義務者の事情（体調や諸般の事情等）にも対応することが必要と感じる。窓口や電話での相談が非常に多い。

また、外国人、外国法人への対応として、国税という特定納税管理人制度の導入について必要な時期に来ているものと感じる。

(2) 台帳と番号（個人・不動産）の紐付け

地方部での完全な紐付けは可能であるかどうか懐疑的である。

やはり、相当な労力を要するところであり、省庁を越えて地方税、所有者不明土地及び不動産登記の各現場での協力や役割分担が必要不可欠と考える。

不動産番号についても、法務局との建設的な話し合い、調整を期待する。

(3) 都道府県と市町村との相互協力

いわゆる蒸し返し事案や評価の役割分担

の協議などを契機としながら、単に消極的所管争いをするのではなく、相互協力の効果的なあり方について、検討する時期に来ているものと感じる。

特に、過去からの評価技術・知見の伝承や保存等は急務であると強く感じる。

(4) 情報公開

地図データの統合等が進む中、家屋情報の需要は一定以上存するとともに、課税情報の秘密の範囲のあり方については、事実上公開されていたり、公開されるべきものであれば、現行規定では困難だが、将来的には検討すべきと感じる。

(5) 罹災証明・被害認定調査への対応

減免や損耗減点補正等の適用に当たっての被害認定調査との連携及び被害認定調査をする際の課税台帳等の情報活用について、災対法の改正に伴い、課税台帳等の情報活用が可能となったため、まだまだ余地があるところと考える。

3 現場からの提案等の場

知事会や市長会、町村会などからの要請・要望などについては「償却資産課税の堅持」などの大枠での事項になるため、事務の具体的な事項の提案はそぐわない現状がある。

このことから、内閣府が所管する「地方分権改革・提案募集方式「地方からの提案」」を活用して、これまでに6件の提案が実現されたか、もしくは実現が見込まれており、関係府省庁の方々には感謝している。

地方からの提案が活用された他事例を見ると、様々な制度の規制緩和や事務運用の改正等に繋がっており、国・都道府県・市町村の事務の効率化や住民の利便性の向上に寄与されているなど、好影響を与えているものがとても多く、年々、提案が活性化している。

しかし、規制緩和に当たらない提案や税制改正に関する提案などは対象外とされている。

その中で、固定資産評価研究大会が毎年開催されている。固定資産の評価及び固定資産税に関する諸問題については、この大会で、問題提起や考察等を発表等することができるため、これらによっても、課税（評価）庁及び納税義務者の両者の利便性の更なる向上に寄与するものと考えられる。

評価センターの功績を改めて感じた。